

南伊豆町小規模事業参加登録制度

【目的】

この制度は、業務内容が軽易かつ履行の確保が容易な修繕や工事の施工を希望する事業者、物品等の販売を希望する事業者及び役務の提供を希望する事業者を登録し、その活用を図ることにより、南伊豆町が発注する小規模な事業において、町内小規模事業者の受注機会を拡大することにより町内経済の活性化を目的とするものです。

【登録申請のできる者】

小規模事業登録（以下「登録」という。）の申請ができる者は、次のすべてに該当する必要があります。

- ① 南伊豆町内に事業所を有する者又は住所を有する者
- ② 南伊豆町入札参加資格者登録をされていない者
- ③ 町税及び料金等について、滞納及び未納のない者

【提出書類】

- ① 小規模事業参加登録申請書（様式第1号）
- ② 料金等納付確認届出書（様式第2号）
- ③ 【法人の場合】商業登記簿謄本（法務局で発行）
【個人の場合】代表者の身分証明書（役場町民課で発行）
- ④ 町税の完納証明書（役場町民課で発行）
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書
- ⑥ その他必要と認められる書類
（建設業許可通知の写しなど、希望業種の資格証明書他）

【申請受付期間】

令和7年2月17日 ～ 令和7年2月28日（随時受付可）

【登録の有効期限】

令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日

【対象となる事業】

本制度は見積金額（税込）が原則50万円未満で内容が軽易かつ履行の確保が容易であると認められる事業（修繕、工事、物品販売、役務提供等）に限ります。

【登録の変更又は廃止】

登録を受けた後、登録事項の変更があったとき、又は登録を廃止したいときは、小規模事業参加登録変更・廃止届（様式第3号）を速やかに提出してください。

【その他】

- ① 登録されたことによって、必ずしも町から発注が約束されるものではありません。
- ② 資格が必要な業種については、資格者証の写しを提出して下さい。（例 建築・電気・管・消防施設修繕など）
- ③ 町長が不適当と認めた事業者については、登録を取り消す場合があります。
- ④ 申請書の希望業種・番号・コードについては、小規模事業業種分類表（別表1）を参考にして下さい。

【受付・窓口】

受付場所：南伊豆町役場庁舎2階 総務課管財係

受付時間：午前9時00分～午後5時00分（土日祝日を除く）

電話：0558-62-6211